

積立定期預金（エンドレス型）の商品概要

項 目	概 要
1. 商品名	積立定期預金（エンドレス型）＜積立定期預金エンドレス＞
2. 取引対象	給与・賞与からの控除による積立ができる個人（組合員）とし、一人1契約とする。
3. 取扱形態	通帳・証書とも不発行
4. 受付	（1）新規申込 毎月（積立開始月の前月 15 日までに受付） （2）積立額変更 毎月（積立開始月の前月 15 日までに受付） （3）積立中断・積立再開 毎月（積立中断・再開月の前月 15 日までに受付） （4）積立中止 随時（積立金を控除できない等による・本人による手続は不要）
5. 預 入	・ 積立は賞与積立併用式とする（賞与積立なしも可） ・ 定例積立は給与・賞与からの控除による ・ 定例積立日は給与支給日および賞与支給日とする。 ・ 定例積立金額は定額とし、積立金額は毎月・賞与とも 1,000 円以上、1,000 円単位とする ・ 預入明細（各預入）は期日指定定期預金（1 年複利型・最長預入 3 年）とし、満期自動継続とする ・ 給与・賞与からの控除によらない個別・随時の臨時積立を可とする。臨時積立の金額は 1,000 円以上 1 円単位とする
6. 積立期間	定めない（エンドレス）
7. 満期日	定めない（各預入明細（期日指定定期預金）には満期日あり）
8. 中間元加	預入明細の最長預入期間（3 年）までの間、中間元加なし
9. 一部払出し	可（1 万円以上 1 万円単位で払戻し元金額を指定） ＊各預入金（預入明細）は、預入日から 1 年（据置期間）を経過後、積立定期預金利率により 1 年複利計算での利息を加えて払出し
10. 全額払出	可（積立は継続） ＊払出対象預入明細のうち預入日から 1 年（据置期間）を経過していない預入明細は中途解約となる。（預入日から 1 年を経過している預入明細の利息は、積立定期預金利率により 1 年複利計算）
11. 解約	可（次回積立の控除停止期日までに受付）
12. 利息	（1）適用金利 預入金額ごとに預入時の店頭表示の利率を適用 （2）利払方法 解約時に一括して支払い （3）計算方法 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算で 1 年毎の複利計算
13. 税金	源泉分離課税 20%（国税 15%・地方税 5%） ＊平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの 25 年間は復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）
14. 手数料	不要

15. 付加特約等	なし												
16. 預金保険	適用対象（1人当たり他の適用預金と合算して元本1,000万円までとその利息等が保護対象）												
17. 中途解約利率	満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について以下の中途解約利率（小数点第4位以下は切捨て）により計算した利息とともに払戻し <table> <tr> <td>① 6か月未満</td><td>解約日における普通預金の利率</td></tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td><td>2年以上利率×40%</td></tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td><td>2年以上利率×50%</td></tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td><td>2年以上利率×60%</td></tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td><td>2年以上利率×70%</td></tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td><td>2年以上利率×90%</td></tr> </table> ただし、②～⑥の中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金利率による。	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率												
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%												
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%												
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%												
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%												
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%												
18. 金利情報	ホームページおよび窓口に掲示												
19. 苦情処理措置 紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、本店または下記の窓口にお申し出ください。 【神戸市職員信用組合総務部】 078-984-0500 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前8時45分～午後5時30分 (2) 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 詳しくはホームページの「苦情処理・紛争解決措置の概要について」をご覧ください。												
20. その他参考 となる事項	満期日（自動継続する場合を除く）を過ぎ解約するときは、満期日から解約日までの利率については、解約日の普通預金利率を適用。												